



平成 28 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社フリークアウト  
代表者名 代表取締役 CEO 本田 謙  
(コード番号 : 6094 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 CFO 横山幸太郎  
(TEL. 03-6721-1740)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 18 日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針を決議し、平成 28 年 12 月 21 日開催予定の第 6 期定期株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

#### 記

##### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

###### (1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、当社グループの経営に関する透明性、客觀性を高めるとともに、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

###### (2) 移行の時期

平成 28 年 12 月 21 日開催予定の第 6 期定期株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

##### 2. 定款の一部変更について

###### (1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 12 月 21 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 12 月 21 日

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線箇所は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第4条 <条文省略>  (機関の設置) 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役及び監査役会</u> (3) 会計監査人	第1条～第4条 <現行どおり>  (機関の設置) 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人
第6条～第17条 <条文省略>  (取締役の員数) 第18条 当会社には、取締役 <u>3名以上</u> 5名以内とする。 <新 設>	第6条～第17条 <現行どおり>  (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、5名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票の方法によらない。	(取締役の選任) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票の方法によらない。

<p>(取締役の任期)</p> <p>第 2 0 条</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 2 0 条</p> <p>取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p><u>2 様欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了の時までとする。</u></p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 2 1 条      &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第 2 1 条      &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 2 条</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役及び監査役全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 2 条</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 2 3 条</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p><u>2 前項の規定に係わらず、当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 2 3 条</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p><u>2 前項の規定に係わらず、当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該</u></p>

<p>決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(取締役への委任)</u> <u>第24条</u> 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第24条</u> 当会社に代表取締役1名以上を置き、取締役会の決議によってこれを定めることとする。</p> <p>2 代表取締役が1名の場合は、その代表取締役を社長とし、代表取締役が2名以上あるときは、取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長を選定する。</p> <p>3 当会社は、必要に応じ、取締役会の決議によって、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第25条</u> 当会社に代表取締役1名以上を置き、取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中からこれを定めることとする。</p> <p>2 代表取締役が1名の場合は、その代表取締役を社長とし、代表取締役が2名以上あるときは、取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長を選定する。</p> <p>3 当会社は、必要に応じ、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p>
<p><u>第25条</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>第26条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

<p>第27条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第28条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、取締役は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役会)</p> <p>第31条 監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定及び解職、並びに当会社の監査の方針、当会社の業務及び財産の状況の調査の方法そ</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

<p>の他の監査役の職務の執行に関する事項の決定を行う。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第32条</u></p> <p>監査役会は、<u>監査役</u>の中から、常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p> <p>(監査役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第33条</u></p> <p>監査役会は各監査役がこれを招集する。</p> <p>2 監査役会の議長は、常勤監査役がこれに当たる。ただし、常勤監査役に事故があるときは、監査役会があらかじめ定めた順序に従い、他の監査役がこれに代わる。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第34条</u></p> <p>監査役会の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議要件)</p> <p><u>第35条</u></p> <p>監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めのある場合</u>を除き、全監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第36条</u></p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第29条</u></p> <p>監査等委員会は、<u>監査等委員</u>の中から、常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第30条</u></p> <p>監査等委員会の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第31条</u></p> <p>監査等委員会の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第32条</u></p>
---	--

<p><u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款の他、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p><u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款の他、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条</p> <p>監査役の報酬等の総額は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条</p> <p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(会計監査人の選任)</p> <p>第39条</p> <p>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。<u>監査役会</u>は、株主総会に提出する会計監査人選任に関する議案の内容を決定する。</p>	<p>(会計監査人の選任)</p> <p>第33条</p> <p>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。<u>監査等委員会</u>は、株主総会に提出する会計監査人選任に関する議案の内容を決定する。</p>
<p>第40条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第34条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条</p> <p>会計監査人の報酬等は、<u>監査役会</u>の同意を得て、代表取締役が定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条</p> <p>会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員会</u>の同意を得て、代表取締役が定める。</p>

<p>第<u>4</u><u>2</u>条～第<u>4</u><u>5</u>条      &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第<u>3</u><u>6</u>条～第<u>3</u><u>9</u>条      &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>附 則</u></p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当会社は、第6期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第<u>4</u><u>2</u><u>3</u>条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、第6期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第<u>4</u><u>2</u><u>3</u>条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</p>
---	---

以上